

紛争調整の流れ

- 近隣住民と建築主との間に建築紛争が生じ、お互いでの話し合いがうまく進まないときは、区に紛争を調整する制度があります。

紛争調整申請から紛争調整委員会による調整までの流れは、次のとおりです。

(1) 紛争当事者双方からの紛争調整申請

紛争当事者双方からの紛争調整の申請を受け、調整を求める事項が明確であり、調整の見込みがあると認めるときは、紛争調整委員会による調整実施に向けた手続きを開始します。

なお、紛争当事者（近隣住民等）以外の方からの申請は受けられません。

(2) 紛争調整開始の決定通知・調整期日呼出し通知

紛争調整開始決定通知書（紛争調整を開始することを決定した通知）と、調整期日呼出し通知書（調整を行う日時と場所の通知）を、紛争当事者双方（申請代表者）に送付します。

(3) 出席者名簿の提出

通知が届いたら、調整期日の3日前までに出席者名簿を提出して下さい。

出席者が3人を超える場合は、申請代表者を含めた3人以内の代表当事者（委員会による調整の際に発言する方）を選任し、出席者名簿にその旨を記入して下さい。

なお、紛争調整委員会へは、原則として紛争当事者以外の方や出席者名簿に記載のない方は出席できません。

(4) 紛争調整委員会による調整

調整期日呼出し通知書で通知のあった日時に、指定された場所へお越し下さい。

【紛争調整委員会による調整における主な注意事項】

- ・紛争調整委員会での調整中は、主席調整員の指示に従って下さい。
- ・調整中は、代表当事者以外の方は発言を控えて下さい。
- ・調整は非公開ですので、録音や撮影はしないで下さい。

（調整を継続する場合）

(5-1) 次回委員会の開催の通知

調整の結果、引き続き調整することとなったときは、次回委員会開催日の3日前までに出席者名簿を提出のうえ、開催日の指定された時間に開催場所へお越しください。

（調整が終了したとき）

(6) 合意に至った内容の確認と保管

調整の結果、紛争当事者間で合意に至り、調整を終了することとなったときは、合意に至った内容を相互で確認して書面とし、紛争当事者双方で保管してください。

（調整を打ち切る場合）

(5-2) 紛争調整打ち切り決定通知

調整の結果、調整を打ち切ることとなったときは、調整を終了します。

調整の終了後、紛争調整打ち切り決定通知書を紛争当事者双方（(2)の通知と同じ宛先）に送付します。

【終了】

【終了】